

セーフティネット貸付の整備・充実を図り、 公的年金担保融資は、廃止する方向で検討を！

独立行政法人福祉医療機構は、厚生年金、国民年金、労働者災害補償年金の年金支払を担保として、いわゆる「公的年金担保融資」を行っています。

現在、全額償還・半額償還に限らない、定額償還、という形をとっています。

ただ、それでも、公的年金担保融資には、下記記載のとおり被害事例があり、又、

- ・生活の状況に応じて返済額を変更することができない
 - ・自己破産時において、別除権に準じた扱いを受けるため、自己破産・免責を受けた後も返済をせざるを得ない
- といった問題点があります。

また、従来、年金は高齢者・障害者などの年金受給者にとって「お小遣い」的な側面があったかと思いますが（年金受給者の生活は親族が面倒を見るなどしていました）、現在、年金は、多くの年金受給者にとって、生活を支える「命綱」となっているものと思われます。

このような現状において、年金を担保に取る貸付、というのは、多くの年金受給者の「生存」の危機を引き起こす危険のあるものだと考えざるを得ません。

現在、公的年金担保融資は「比較的 low（2.4%）で、年金受給者の一時的な資金需要にこたえている」という側面もあるとは思いますが、これは本来、セーフティネット貸付の整備・充実によってまかなわれるべきものであり「年金を担保にとる」という形でなされるべきものではないと考えます。

よって、セーフティネット貸付の整備・充実を図り、公的年金担保融資は、廃止する方向で検討されるべきものと考えます。

宜しくご検討下さいますようお願い申し上げます。

年金担保貸付による被害事例(石川県内の被害事例)

1. 世帯構成 夫婦世帯（夫74歳、妻72歳）
 - ・経過：夫、前立腺ガンで離職 08年2月
無年金（20年ほど保険料納付だが無年金）
：妻の年金 165000円／1回（月82500円）
 - ・相談内容：生活ができないので生保申請を援助して欲しい
 - ・家計内容：通院窓口負担 20000円／月、国保料 11000円／月、
介護保険料 8400円／月
 - ：年金担保貸付を受けているので、半分つまり 82500円が返済にあてられているので、実際に受け取る年金額は、月 41250円であった。
 - ：勤労所得と年金収入だけでは生活ができないので7社のサラ金を借りていた。
 - ：サラ金業者7社は全て過払いになっていた。

（現在、過払い金返還訴訟係争中、従って、生活保護申請延期中）

2. 年金担保貸付制度の問題

- ・年金受給額の半分まで返済可能であるので、年金支給額の半分が強制的な返済にまわされる。従って生活の状況に関係なく、強制的な返済となり、生活破綻に拍車がかかる。
- ・自己破産をしても年金返済に何ら規制するすべがなく、続行される。
- ・銀行は、年金が担保なので、世帯の収入状況、返済能力に関係なく、確実に返済されるので、貸付を増やしている。（貸付に熱心である）

3. 年金担保貸付制度は廃止の方向で検討を！

- ・安心して暮らせる年金支給額には多くの人がほど遠い状況にある。
- ・年金担保貸付制度は、国民の生活破綻に拍車をかける制度である。
- ・このような国民を不幸にする年金担保貸付制度は、廃止の方向で検討すべきである。